

## 令和 3 年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.4.27

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R3.12.20	改定	本編		目次	工種の追加	1～2
R3.12.20	改定	本編	II-4～5	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ③コンクリートブロック積（張）工 1-2適用出来ない範囲 1-2-2大型ブロック積	適用出来ない範囲を追加	3～4
R3.12.20	改定	本編	II-6(1)～6(4)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉔ 高エネルギー吸収型落石防護柵工	工種の追加	5～8
R3.12.20	改定	本編	II-6(5)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉕ ロープ伏工	工種の追加	9
R3.12.20	改定	本編	II-6(5)～(6)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉖ ロープ掛工	工種の追加	9～10
R3.12.20	改定	本編	VI-11(1)～ 11(2)	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ㉗大型ブロック積 （島根県独自）	工種の追加	11～12
R4.2.28	改定	本編	IV-19	第IV編 道路 第7章橋梁工 [2]独自基準	工場製作における工数単価（直接労務費）の改定	13
R4.2.28	改定	本編	11-15	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2]独自基準	就業時間別の船員供用係数の改定	14
R4.3.30	改定	本編	I-2-㉔-27～ 27(1)	第I編 総則 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-5 安全費	安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる安全用品等の費用に墜落制止用器具（フルハーネス型）を追加	15～16
R4.3.30	改定	本編	I-3-①-2	第I編 総則 [2]独自基準 第3章 一般管理費等及び消費税相当額	一般管理費率等の改定	17
R4.3.30	改定	本編	VI-2	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】	日当たり標準施工量の改定	18
R4.3.30	改定	本編	IV-19	第IV編 道路 第7章橋梁工 [2]独自基準	間接労務費率、工場管理費率の改定	19
R4.3.30	改定	本編	IX-2～3	第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2] 独自基準	一般管理費等率の改定	20～21

## 令和 3 年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.4.27

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R4.3.30	改定	本編	11-2	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定	一般管理費等率の改定	22
R4.3.30	改定	本編	11-5	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定	一般管理費等率の改定	23
R4.3.30	改定	本編	12-1	第12編 空港 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第3章 一般管理費等	一般管理費等率の改定	24
R4.3.30	改定	本編	13-4~13-5(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	水路トンネル工事の工種内容の追記	25~27
R4.3.30	改定	本編	13-6~13-7(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	共通仮設費率範囲内の安全用品等の費用に墜落制止用器具（フルハーネス型）を追加率の対象項目及び率に別途加算できる項目の営繕費の記載を追記	28~30
R4.3.30	改定	本編	13-83	第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備 [2] 独自基準一般管理費等	一般管理費等率の改定	31
R4.4.22	訂正	本編	VI-2	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】	日当たり標準施工量の訂正	32
R4.4.27	改定	本編	10-1	第10編 下水道 [2] 独自基準 ② 一般管理費等	一般管理費等率の改定	33

## 令和 3 年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.4.27

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R4.4.27	改定	本編	11-2	第 1 1 編 港湾・漁港漁場整備 第 1 1 - 1 編 港湾 [2] 独自基準 第 1 部 港湾土木請負工事積算基準 第 2 章 工事費の積算 2 節 間接工事費 2. 共通仮設費	共通仮設費率における海上輸送 の補正方法の改定	34～35
R4.4.27	改定	本編	11-5	第 1 1 編 港湾・漁港漁場整備 第 1 1 - 2 編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第 1 部 漁港漁場関係事業請負工事費 積算基準 第 2 章 工事費の積算 2 節 間接工事費 2. 共通仮設費	共通仮設費率における海上輸送 の補正方法の改定	36～37

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
目次	<p>① ガス切断工 ② 吸出し防止材設置工 ③ 目地・止水板設置工 ④ 旧橋撤去工 ⑤ かご工 ⑳ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工 ㉑ 現場取卸費 ㉒ 骨材再生工(自走式) ㉓ 函渠工 ㉔ 殻運搬</p> <p>第1章 基礎工-----II-9 ① 鋼管・既製コンクリート杭打ち ② 場所打杭工 ③ 深礎工 ④ ニューマチックケーソン工 ⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工) ⑥ ドロップハンマ杭打ち ⑦ 木杭及び矢板打ち(人力、ドロップハンマ工) ⑧ 泥水運搬工</p> <p>第2章 コンクリート工-----II-11 ① コンクリート工 ② 型枠工 ③ 溶接金網設置工 ④ 張りコンクリート工</p> <p>第3章 仮設工-----II-13 ① 仮設工 ② 鋼矢板(H形鋼)工 ③ 矢板工(アースオーガ併用圧入工) ④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工) ⑤ 鋼矢板施工法選定表(参考) ⑥ 仮設材設置撤去工 ⑦ 足場支保工 ⑧ 締切排水工 ⑨ ウェルポイント工 ⑩ 土のう工 ⑪ 仮橋・仮栈橋工 ⑫ 汚濁防止フェンス工 ⑬ 仮囲い設置・撤去工 ⑭ 仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工) ⑮ 濁水処理工(一般土木工事) ⑯ 敷鉄板設置・撤去工 ⑰ 防塵処理工 ⑱ 仮設電力設備工 ⑲ グラフによる標準的な仮設電力設備の積算 ⑳ 法面工(仮設用モルタル吹付工) ㉑ 交通誘導警備員 ㉒ 工事用道路(敷砂利)工</p>	<p>① ガス切断工 ② 吸出し防止材設置工 ③ 目地・止水板設置工 ④ 旧橋撤去工 ⑤ かご工 ⑳ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工 ㉑ 現場取卸費 ㉒ 骨材再生工(自走式) ㉓ 函渠工 ㉔ 殻運搬 ㉕ 高エネルギー吸収型落石防護柵(アンカー式斜面タイプ) ㉖ ロープ伏工 ㉗ ロープ掛工</p> <p>第1章 基礎工-----II-9 ① 鋼管・既製コンクリート杭打ち ② 場所打杭工 ③ 深礎工 ④ ニューマチックケーソン工 ⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工) ⑥ ドロップハンマ杭打ち ⑦ 木杭及び矢板打ち(人力、ドロップハンマ工) ⑧ 泥水運搬工</p> <p>第2章 コンクリート工-----II-11 ① コンクリート工 ② 型枠工 ③ 溶接金網設置工 ④ 張りコンクリート工</p> <p>第3章 仮設工-----II-13 ① 仮設工 ② 鋼矢板(H形鋼)工 ③ 矢板工(アースオーガ併用圧入工) ④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工) ⑤ 鋼矢板施工法選定表(参考) ⑥ 仮設材設置撤去工 ⑦ 足場支保工 ⑧ 締切排水工 ⑨ ウェルポイント工 ⑩ 土のう工 ⑪ 仮橋・仮栈橋工 ⑫ 汚濁防止フェンス工 ⑬ 仮囲い設置・撤去工 ⑭ 仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工) ⑮ 濁水処理工(一般土木工事) ⑯ 敷鉄板設置・撤去工 ⑰ 防塵処理工 ⑱ 仮設電力設備工 ⑲ グラフによる標準的な仮設電力設備の積算 ⑳ 法面工(仮設用モルタル吹付工)</p>

追加 →

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
目次	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価-----VI-1  第2章 市場単価-----VI-5 ① 鉄筋工 ② インターロッキングブロック工 ③ 防護柵設置工 ④ 法面工 ⑤ 道路植栽工 ⑥ 橋梁付属物工 ⑦ 薄層カラー舗装工 ⑧ 道路標識設置工 ⑨ 道路付属物設置工 ⑩ 公園植栽工 ⑪ 軟弱地盤処理工 ⑫ 橋面防水工 ⑬ グルーピング工 ⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) ⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) ⑯ 法面工（島根県独自）	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価-----VI-1  第2章 市場単価-----VI-5 ① 鉄筋工 ② インターロッキングブロック工 ③ 防護柵設置工 ④ 法面工 ⑤ 道路植栽工 ⑥ 橋梁付属物工 ⑦ 薄層カラー舗装工 ⑧ 道路標識設置工 ⑨ 道路付属物設置工 ⑩ 公園植栽工 ⑪ 軟弱地盤処理工 ⑫ 橋面防水工 ⑬ グルーピング工 ⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) ⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) ⑯ 法面工（島根県独自） ⑰ 大型ブロック積（島根県独自）
	第III編 河川 第1章 河川海岸-----III-1 ① 消波根固めブロック工 ② 捨石工 ③ 消波工 ④ 浚渫工 ⑤ 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工  第2章 河川維持工-----III-3 ① 堤防除草工 ② 堤防天端補修工 ③ 堤防芝養生工 ④ 伐木除根工 ⑤ 塵芥処理工 ⑥ ボーリンググラウト工 ⑦ 粗朶沈床工 ⑧ 機械土工(河床等掘削) ⑨ 多自然護岸工 ⑩ 護岸基礎ブロック工 ⑪ かごマット工 ⑫ ブロックマット工 ⑬ 野芝種子吹付工 ⑭ 袋詰玉石工 ⑮ 笠コンクリートブロック据付工 ⑯ グラウトホール工	第III編 河川 第1章 河川海岸-----III-1 ① 消波根固めブロック工 ② 捨石工 ③ 消波工 ④ 浚渫工 ⑤ 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工  第2章 河川維持工-----III-3 ① 堤防除草工 ② 堤防天端補修工 ③ 堤防芝養生工 ④ 伐木除根工 ⑤ 塵芥処理工 ⑥ ボーリンググラウト工 ⑦ 粗朶沈床工 ⑧ 機械土工(河床等掘削) ⑨ 多自然護岸工 ⑩ 護岸基礎ブロック工 ⑪ かごマット工 ⑫ ブロックマット工 ⑬ 野芝種子吹付工 ⑭ 袋詰玉石工 ⑮ 笠コンクリートブロック据付工 グラウトホール工

追加



# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>II-5 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ③コンクリートブロック積（張）工</p>	<p><b>第2章 共通工</b></p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書（共通編）第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～⑤穀運搬 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工 盛土法面整形工（空土羽工） (1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を計上する。 また、築立（土羽）整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。 (2) 築立（土羽）厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">削り取り整形                      築立（土羽）整形（機械・人力）</p> <p style="font-size: x-small;">土羽土</p> <p style="font-size: x-small;">--- : 完成断面 — : 本体盛土</p> </div> <p>⑤ 場所打擁壁工 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。 ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>⑪-3 スラリー攪拌工 当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。 変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。  (特記仕様書追加事項記載例) 本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> </div>	<p><b>第2章 共通工</b></p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書（共通編）第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～⑤穀運搬 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工 盛土法面整形工（空土羽工） (1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を計上する。 また、築立（土羽）整形を実施する場合は、土工（盛土）で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。 (2) 築立（土羽）厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">削り取り整形                      築立（土羽）整形（機械・人力）</p> <p style="font-size: x-small;">土羽土</p> <p style="font-size: x-small;">--- : 完成断面 — : 本体盛土</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(令和4年1月1日から)</p> <p>③ コンクリートブロック積（張）工 以下を追記する。 1-2 適用出来ない範囲 1-2-2 大型ブロック積 (2) 市場単価方式による大型ブロック積（島根県独自 幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）の場合</p> </div> <p>⑤ 場所打擁壁工 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。 ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。</p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">→ II-5へ移動</p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>Ⅱ-5 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準</p>	<p>Ⅱ-4から移動 →</p>	<p><b>⑪ 軟弱地盤処理工</b></p> <p><b>⑪-3 スラリー攪拌工</b></p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p>（特記仕様書追加事項記載例） 本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> <p><b>⑪-4 高圧噴射攪拌工</b></p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p>（特記仕様書追加事項記載例） 本高圧噴射攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> <p><b>⑫ 薬液注土工</b></p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p>（特記仕様書追加事項記載例） 本薬液注土工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> <p><b>⑬ 骨材再生工(自走式)</b></p> <p>工事等で発生したコンクリート殻を破砕し、骨材再生として再利用する場合に適用する。「島根県建設副産物処理要領」に基づき、適切に取り扱うものとする。</p> <p>骨材の品質確認のため、修正CBR試験・骨材のふるい分け試験・粗骨材のすり減り試験等を行う場合は、仕様書に試験項目及び試験基準を明記し、その試験費用を技術管理費に計上すること。</p> <p><b>⑭ 函渠工</b></p> <p>設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート 「建設工事積算基準第Ⅱ編第4章①コンクリート工」による。</li> <li>・型枠 「建設工事積算基準第Ⅱ編第4章②型枠工」による。</li> <li>・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。</li> </ul>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																					
II-6(1) 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②⑥高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）	〔記載なし〕	<p style="text-align: center;">(令和4年1月1日から)</p> <p style="text-align: center;"><b>②⑥ 高エネルギー吸収型落石防護柵工</b></p> <p>1. 適用範囲                      本資料は、高エネルギー吸収型落石防護柵工（アンカー式斜面タイプ 50kJ 柵高2.5m～3.0m）の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要                      施工フローは下記を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <div style="text-align: center;"> <pre>             graph LR             A[資材持上げ] --&gt; B[アンカー・ステー・吊・サイド・支柱設置]             B --&gt; C[中間支柱設置]             C --&gt; D[金網張り工 (補助金具)]             </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛</p> <p>3-1 支柱、アンカー、ロープ等の種類                      本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 支柱、アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高（ロープ本数）</td> <td>2.5m（8本）</td> <td>3.0m（10本）</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔</td> <td colspan="2">3.0m～6.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ18</td> </tr> <tr> <td>吊ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>サイドロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>ステーロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td colspan="2">φ3.2×50×50</td> </tr> <tr> <td>中間支柱</td> <td colspan="2">H・100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>端末支柱</td> <td colspan="2">H・100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間隔保持材</td> <td>4.5t×65×980</td> <td>4.5t×65×1530</td> </tr> <tr> <td>2・4.5t×65×680</td> <td>4.5t×65×1240</td> </tr> <tr> <td>支柱基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 2-D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL・6×300×300</td> </tr> <tr> <td>吊、サイド基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 φ38×1200</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5・2130 2PL・6×300×600</td> </tr> <tr> <td>ステー基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL・6×300×600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格		柵高（ロープ本数）	2.5m（8本）	3.0m（10本）	支柱間隔	3.0m～6.0m		横ロープ	3×7 G/O φ18		吊ロープ	3×7 G/O φ16		サイドロープ	3×7 G/O φ16		ステーロープ	3×7 G/O φ12		ひし形金網	φ3.2×50×50		中間支柱	H・100×100×6×8		端末支柱	H・100×100×6×8		間隔保持材	4.5t×65×980	4.5t×65×1530	2・4.5t×65×680	4.5t×65×1240	支柱基礎部	岩部用 2-D22(M20)×1000		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL・6×300×300		吊、サイド基礎部	岩部用 φ38×1200		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5・2130 2PL・6×300×600		ステー基礎部	岩部用 D22(M20)×1000		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL・6×300×600	
項目	規格																																																						
柵高（ロープ本数）	2.5m（8本）	3.0m（10本）																																																					
支柱間隔	3.0m～6.0m																																																						
横ロープ	3×7 G/O φ18																																																						
吊ロープ	3×7 G/O φ16																																																						
サイドロープ	3×7 G/O φ16																																																						
ステーロープ	3×7 G/O φ12																																																						
ひし形金網	φ3.2×50×50																																																						
中間支柱	H・100×100×6×8																																																						
端末支柱	H・100×100×6×8																																																						
間隔保持材	4.5t×65×980	4.5t×65×1530																																																					
	2・4.5t×65×680	4.5t×65×1240																																																					
支柱基礎部	岩部用 2-D22(M20)×1000																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL・6×300×300																																																						
吊、サイド基礎部	岩部用 φ38×1200																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5・2130 2PL・6×300×600																																																						
ステー基礎部	岩部用 D22(M20)×1000																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL・6×300×600																																																						



# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																																		
II-6(2) 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②6高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）	[記載なし]	<p>3-2 吊・サイドロープ設置工                      吊・サイドロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。                      表 3.2 吊・サイドロープ設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.4</td> <td>3.0</td> <td>2.4</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>12.0</td> <td>14.9</td> <td>12.0</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額にの率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>3-3 ステーロープ設置工                      ステーロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。                      表 3.3 ステーロープ設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>6.6</td> <td>10.9</td> <td>6.6</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額にの率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>3-3 中間支柱、端末支柱設置工                      中間支柱、端末支柱設置工施工歩掛は、次表を標準とする。                      表 3.4 中間支柱、端末支柱設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>17.5</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う削岩機、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>3-4 ワイヤロープ及び金網設置工（補助金網設置を含む）                      ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛は、次表を標準とする。                      表 3.5 ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛 (100m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">種 別</th> </tr> <tr> <th>柵高 2.5m</th> <th>柵高 3.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>15.0</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>75.0</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、補助金網設置に伴うピンアンカー設置用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	2.4	3.0	2.4	3.0	法 面 工		〃	12.0	14.9	12.0	14.9	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	1.3	2.0	1.3	2.0	法 面 工		〃	6.6	10.9	6.6	10.9	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	3.5	4.0	4.0	4.5	法 面 工		〃	17.5	20.0	20.0	22.5	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別		柵高 2.5m	柵高 3.0m	土 木 一 般 世 話 役		人	15.0	16.0	法 面 工		〃	75.0	80.0	諸 雑 費 率		%	3	3
名 称	規 格	単 位				種 別																																																																																																																														
						柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																												
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	2.4	3.0	2.4	3.0																																																																																																																														
法 面 工		〃	12.0	14.9	12.0	14.9																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																															
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	1.3	2.0	1.3	2.0																																																																																																																														
法 面 工		〃	6.6	10.9	6.6	10.9																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																															
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	3.5	4.0	4.0	4.5																																																																																																																														
法 面 工		〃	17.5	20.0	20.0	22.5																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m	柵高 3.0m																																																																																																																																
土 木 一 般 世 話 役		人	15.0	16.0																																																																																																																																
法 面 工		〃	75.0	80.0																																																																																																																																
諸 雑 費 率		%	3	3																																																																																																																																

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																																																																
II-6(3) 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②6高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）	<p style="text-align: center;">〔記載なし〕</p>	<p>4. 単価表</p> <p>(1) 吊・サイドロープ設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1834 464 2665 646"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.2</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>吊・サイドロープ</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ステーパー設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1834 701 2665 884"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.3</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ステーパー</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中間支柱、端末支柱設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1834 938 2665 1121"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.4</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>支柱</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ワイヤロープ及び金網設置工（柵高2.5m） 100mあたり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1834 1176 2665 1379"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.5</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td></td> <td>本</td> <td>8</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ワイヤロープ及び金網設置工（柵高3.0m） 100mあたり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1834 1434 2665 1638"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.5</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ワイヤロープ</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人		表3.2	法面工		〃		〃	吊・サイドロープ		本	10	表3.1	諸雑費		式	1	表3.2	計					名称	規格	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人		表3.3	法面工		〃		〃	ステーパー		本	10	表3.1	諸雑費		式	1	表3.3	計					名称	規格	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人		表3.4	法面工		〃		〃	支柱		本	10	表3.1	諸雑費		式	1	表3.4	計					名称	規格	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人		表3.5	法面工		〃		〃	ワイヤロープ		本	8	表3.1	金網		m		〃	諸雑費		式	1	表3.5	計					名称	規格	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人		表3.5	法面工		〃		〃	ワイヤロープ		本	10	表3.1	金網		m		〃	諸雑費		式	1	表3.5	計				
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																																																														
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																																																																																														
法面工		〃		〃																																																																																																																																																														
吊・サイドロープ		本	10	表3.1																																																																																																																																																														
諸雑費		式	1	表3.2																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																																																														
土木一般世話役		人		表3.3																																																																																																																																																														
法面工		〃		〃																																																																																																																																																														
ステーパー		本	10	表3.1																																																																																																																																																														
諸雑費		式	1	表3.3																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																																																														
土木一般世話役		人		表3.4																																																																																																																																																														
法面工		〃		〃																																																																																																																																																														
支柱		本	10	表3.1																																																																																																																																																														
諸雑費		式	1	表3.4																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																																																														
土木一般世話役		人		表3.5																																																																																																																																																														
法面工		〃		〃																																																																																																																																																														
ワイヤロープ		本	8	表3.1																																																																																																																																																														
金網		m		〃																																																																																																																																																														
諸雑費		式	1	表3.5																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																																																														
土木一般世話役		人		表3.5																																																																																																																																																														
法面工		〃		〃																																																																																																																																																														
ワイヤロープ		本	10	表3.1																																																																																																																																																														
金網		m		〃																																																																																																																																																														
諸雑費		式	1	表3.5																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>Ⅱ-6(4) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②6高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）															
II-6(5) 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ㉗ロープ伏工 ㉘ロープ掛工	〔記載なし〕	<p>(令和4年1月1日から)</p> <p><b>㉗ ロープ伏工</b></p> <p>「治山林道必携 積算・施工編 上巻 4 森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第5章 共通工(2) (土留工・擁壁工等) 5-9-4 固定工(ロープ伏工)」による。                      また、以下を追記する。</p> <p>(3) 施工歩掛 5) アンカー、ロープ、クリップ等の使用量                      ロープの使用量は次式によるものとする。                      使用量=設置量×(1+K) K:ロス率 (0.05:斜面起伏による割増及び切断ロス)</p> <p>(令和4年1月1日から)</p> <p><b>㉘ ロープ掛工</b></p> <p>1. 適用範囲                      本歩掛は、ロープ掛工の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要                      2-1 施工フロー                      施工フローは下記を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <div style="text-align: center;"> <pre>                     graph LR                     A[仮設工] --&gt; B[材料運搬]                     B --&gt; C[アンカー設置]                     C --&gt; D[ロープ設置]                     subgraph DoubleLineBox [ ]                     C                     D                     end                     </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛                      3-1 アンカー、ロープ等の種類                      本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">材 料 名</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩 用 ア ン カ ー</td> <td>D22 (M20) L=1000mm 程度</td> <td>D25 (M24) L=1000mm 程度</td> </tr> <tr> <td>土 砂 用 ア ン カ ー</td> <td>φ114.3mm L=1350mm 以上</td> <td>φ114.3mm L=1550mm 以上</td> </tr> <tr> <td>主 ロ ー プ</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> </tr> <tr> <td>補 助 ロ ー プ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 交点部のクリップ等は、ロープの径に応じて確実に固定できるものを選択する。                      2. 岩用アンカーは、削岩機で削孔してアンカーをセメントカプセルで固定するものを標準とする。                      3. 土砂用アンカーは、アンカー内に打込機を装着して施工するものを標準とする。</p> <p>3-2 アンカー、ロープ、クリップ等の使用量                      アンカー、ロープ、クリップ等は、必要数量を計上するものとする。</p>	材 料 名	規 格		岩 用 ア ン カ ー	D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度	土 砂 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上	主 ロ ー プ	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm	補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm	
材 料 名	規 格																
岩 用 ア ン カ ー	D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度															
土 砂 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上															
主 ロ ー プ	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm															
補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm																

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																										
II-6(6) 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ㊸ロープ掛工	[記載なし]	<p>3-3 アンカー設置工 アンカー設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.2 アンカー設置工施工歩掛</b> (1本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">種別</th> </tr> <tr> <th>岩用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.04</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>0.36</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. アンカー設置工には、削孔、アンカー設置、充填材注入等の一連の作業を含む。                  2. 諸雑費は、削岩機、打込機、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。                  3. 上記歩掛には、20m程度の現場内小運搬を含む。</p> <p>3-4 ロープ設置工 ロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.3 ロープ設置工施工歩掛</b> (10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>0.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. ロープ設置工には、アンカー定着金具、ロープ交点部固定具等の取付けを含む。                  2. 諸雑費は、命綱等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p><b>4 単 価 表</b></p> <p>(1) アンカー設置工 1本あたり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ア ン カ ー</td> <td></td> <td>本</td> <td>1</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ロープ設置工 10m本あたり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>主 ロ ー プ</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>補 助 ロ ー プ</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>付 属 品</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.1 必要数量計上</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1</td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	単 位	種別		岩用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	0.04	0.10	法 面 工		〃	0.36	0.50	諸 雑 費 率		%	13	12	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	0.05		法 面 工		〃	0.46		普 通 作 業 員		〃	0.03		諸 雑 費 率		%	3		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2	法 面 工		〃		〃	ア ン カ ー		本	1	表 3.1	諸 雑 費		式	1	表 3.2	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3	法 面 工		〃		〃	普 通 作 業 員		〃		〃	主 ロ ー プ		m		表 3.1	補 助 ロ ー プ		〃		〃	付 属 品		式	1	表 3.1 必要数量計上	諸 雑 費		〃	1	表 3.3	計				
名 称	規 格	単 位				種別																																																																																																																						
			岩用	土砂用																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	0.04	0.10																																																																																																																								
法 面 工		〃	0.36	0.50																																																																																																																								
諸 雑 費 率		%	13	12																																																																																																																								
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	0.05																																																																																																																									
法 面 工		〃	0.46																																																																																																																									
普 通 作 業 員		〃	0.03																																																																																																																									
諸 雑 費 率		%	3																																																																																																																									
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2																																																																																																																								
法 面 工		〃		〃																																																																																																																								
ア ン カ ー		本	1	表 3.1																																																																																																																								
諸 雑 費		式	1	表 3.2																																																																																																																								
計																																																																																																																												
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3																																																																																																																								
法 面 工		〃		〃																																																																																																																								
普 通 作 業 員		〃		〃																																																																																																																								
主 ロ ー プ		m		表 3.1																																																																																																																								
補 助 ロ ー プ		〃		〃																																																																																																																								
付 属 品		式	1	表 3.1 必要数量計上																																																																																																																								
諸 雑 費		〃	1	表 3.3																																																																																																																								
計																																																																																																																												

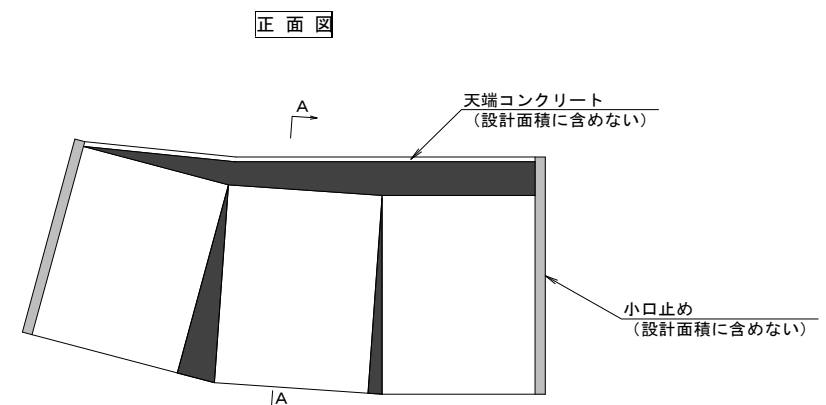
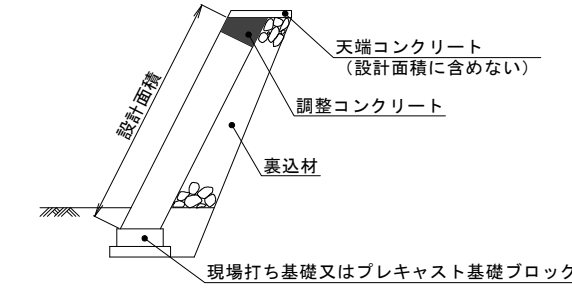
# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																			
<p>VI-11(1) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ⑰大型ブロック積（島根県独自）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center;">(令和4年1月1日から)</p> <p><b>⑰大型ブロック積（島根県独自）</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b> 本資料は、市場単価方式による大型ブロック積（島根県独自）に適用する。</p> <p><b>2. 市場単価の設定</b> <b>2-1 市場単価の構成と範囲</b> 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 ( ) 書きは必要な場合計上する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">単価の構成</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>大型ブロック積（島根県独自）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">大型ブロック積</p> </div> <p>(注) 1. 大型コンクリートブロック本体の材料費は含まない 2. 目地材の設置、調整コンクリートの打設、現場内小運搬（50mまで）、胴込コンクリート、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等の施工の有無に関わらず適用出来る。</p> <p><b>2-2 市場単価の規格と仕様</b> ブロック積工の規格・仕様、日当り施工量は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> <th>日当り標準施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ブロック積（島根県独自）</td> <td>大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2-3 直接工事費の算出</b> 直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋大型コンクリートブロック材料費（注2） （注1）設計単価＝大型ブロック積（島根県独自）施工単価 （注2）大型コンクリートブロック材料費＝大型コンクリートブロック単価 [円/個] × m<sup>2</sup>当り使用量 [個/m<sup>2</sup>] × 設計数量 [m<sup>2</sup>]</p> <p><b>3. 適用にあたっての留意事項</b> 大型ブロック積（島根県独自）の適用にあたっては、下記の点に留意すること。 (1) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。 (2) 目地材の設置（材料費を含む）、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、現場内小運搬（50mまで）、胴込コンクリート（材料費を含む）、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 (3) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張工）」により別途計上する。 (4) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。 (5) 現場打ち基礎又はプレキャスト基礎にかかわらず適用出来る。基礎工を施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張工）の現場打ち基礎コンクリート工またはプレキャスト基礎ブロック」により別途計上する。</p>	工 種	単価の構成			機	労	材	大型ブロック積（島根県独自）	○	○	○	区 分	規 格・仕 様	単 位	日当り標準施工量	大型ブロック積（島根県独自）	大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等	m <sup>2</sup>	42
工 種	単価の構成																				
	機	労	材																		
大型ブロック積（島根県独自）	○	○	○																		
区 分	規 格・仕 様	単 位	日当り標準施工量																		
大型ブロック積（島根県独自）	大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等	m <sup>2</sup>	42																		

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>VI-11(2) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ⑰大型ブロック積（島根県独自）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>(6) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工」、裏込砕石は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。</p> <p>(7) 天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工の天端コンクリート工」により別途計上する。</p> <p>4. 参考資料 参考図(大型ブロック積(調整コンクリート・小口止))</p> <div style="text-align: center;"> <p>正面図</p>  <p>A - A断面図</p>  </div> <p> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: white; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 大型ブロック積本体 } 設計面積  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: black; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 調整コンクリート }  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: grey; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 小口止 (設計面積に含めない)         </p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年2月28日

ページ	改定前（令和4年2月28日まで適用）	改定後（令和4年3月1日以降適用）
<p><b>IV-19</b> 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">（令和4年3月1日以降適用）</p> <p><b>土木工事標準積算基準書（共通編） 第IV編 道路</b></p> <p><b>第7章 橋梁工／①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</b></p> <p style="font-size: x-small;">3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。 工場製作における工数単価（直接労務費）は27,800円とする。</p> </div>



# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年2月28日

ページ	改定前（令和4年2月28日まで適用）	改定後（令和4年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>11-15 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2] 独自基準 第4章 就業時間別の船員供用係数</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p><b>第4章 就業時間別の船員供用係数</b></p> <p>（令和4年2月28日まで適用） 港湾請負工事積算基準／単価表／2．供用日数／2－1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準／単価表／2．供用日数／2－1 作業船および付属品等</p> <p>（令和4年3月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;"><b>別表－4 就業時間別の船員供用係数</b></p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> </tr> <tr> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.43</td><td>1.53</td><td>1.54</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.52</td><td>1.53</td><td>1.63</td><td>1.64</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.67</td><td>1.68</td><td>1.78</td><td>1.79</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.83</td><td>1.93</td><td>1.94</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.93</td><td>2.03</td><td>2.04</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.03</td><td>2.13</td><td>2.14</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.18</td><td>2.28</td><td>2.29</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.38</td><td>2.48</td><td>2.49</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.51</td><td>2.62</td><td>2.63</td><td>2.73</td><td>2.74</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> </tr> <tr> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 6H]</th> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.61</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.70</td><td>1.71</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.85</td><td>1.86</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td>2.00</td><td>2.01</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.97</td><td>1.97</td><td>2.10</td><td>2.11</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.21</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.35</td><td>2.36</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.42</td><td>2.42</td><td>2.55</td><td>2.56</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td>2.67</td><td>2.67</td><td>2.80</td><td>2.81</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和4年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4に上らない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β<sub>0</sub>：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74		係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																					
		[超勤時間 0H]			[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																		
		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74																																																																																																																																																																																																																																																																					
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																						
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																																					
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81																																																																																																																																																																																																																																																																					

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p>I-2-②-27 第I編 総則 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-5 安全費</p>	<p>2-5 安全費 (1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土土請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用防護具（電動ファン付粉塵用呼吸要保護具等に要する費用 ⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>2-5 安全費 (1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p><u>(令和4年3月31日まで適用)</u> (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土土請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用防護具（電動ファン付粉塵用呼吸要保護具等に要する費用 ⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p>I-2-②-27(1) 第I編 総則 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-5 安全費</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>(令和4年4月1日から適用) (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</li> <li>② 不稼働日の保安要員等の費用</li> <li>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</li> <li>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）</li> <li>⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</li> <li>⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む）</li> <li>⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用</li> <li>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）</li> <li>⑨ 安全用品等の費用（<u>墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む</u>）</li> <li>⑩ 安全委員会等に要する費用</li> <li>⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</li> </ol> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用</li> <li>② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による）</li> <li>③ 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</li> <li>⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</li> <li>⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</li> <li>⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用</li> <li>⑧ 鉛等有害物を含有する塗装のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等に要する費用</li> <li>⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く）</li> <li>⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</li> </ol> <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 （注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

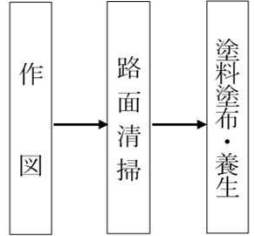
【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																										
<p><b>I-3-①-2</b> 第I編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額</p> <p>[2] 独自基準</p>	<p><b>2 付加利益</b> (1) 法人税, 都道府県民税, 市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (損金算入分を除く) (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料, 支払保証料その他の営業外費用</p> <p><b>3 一般管理費等の算定</b> 一般管理費等は, 1及び2の額の合計額とし, 別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお, 一般管理費等の算定上, 対象とする工事原価については, 「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p><b>4 一般管理費等率の補正</b> (1) 前払金の保証がある工事において, 以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお, 前払金の保証がない工事は, 一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は, 別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に, 別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは, 当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い (プレテン桁, 組立式橋梁, 規格ゲート, 標識等を製作専門メーカーに発注する場合) について 自社製品であっても, 他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p><b>別表第1 一般管理費等率</b> (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] <math>G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977</math> (%) ただし, <math>G_p</math>: 一般管理費等率 (%) <math>C_p</math>: 工事原価 (単位円) (注) 1. <math>G_p</math>の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については, 「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p><b>別表第2 一般管理費等率の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は, 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p><b>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> <tr> <td>ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3: ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 ① 島根県会計規則第69条の2第6項の規定により契約保証金を納めさせないことができる工事請負契約である場合</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值 (%)	ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3: ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>別表第1 一般管理費等率</b> (令和4年3月31日まで適用) (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] <math>G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977</math> (%) ただし, <math>G_p</math>: 一般管理費等率 (%) <math>C_p</math>: 工事原価 (単位円) (注) 1. <math>G_p</math>の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については, 「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用) (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] <math>G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101</math> (%) ただし, <math>G_p</math>: 一般管理費等率 (%) <math>C_p</math>: 工事原価 (単位円) (注) 1. <math>G_p</math>の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については, 「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																									
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																								
保証の方法	補正值 (%)																																											
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04																																											
ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																											
ケース3: ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																											
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																									
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																									

→ I-3-①-3へ移動

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																																																							
<p>VI-2 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2] 独自基準 ①-1 区画線工 【溶剤型 ペイント式（手動式）】</p>	<p>2. 標準単価の設定 2-1 標準単価の構成と範囲 標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="727 525 1380 745"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区画線設置 (ペイント式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>× ※</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 3. 積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているので、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="860 1039 1409 1249"> <caption>表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">日当たり 標準施工量 供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">破線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。 ※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は、0.03とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>&lt;施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合&gt;</p> <p>1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。 溶剤式・手動、ペイント式・車載式、ペイント式・手動式、区画線消去（削取り式）については、一連の作業として判定する。</p> <p>2) ペイント式（手動式）で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。</p> </div>	工 種	標準単価			機	労	材	区画線設置 (ペイント式)	○	○	× ※	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	15cm	m	835	30cm	m	417	<p>&lt;略&gt;</p> <p>(令和4年3月31日まで適用)</p> <table border="1" data-bbox="1958 1008 2418 1186"> <caption>表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">日当たり 標準施工量 供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">破線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <table border="1" data-bbox="1958 1333 2418 1512"> <caption>表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">日当たり 標準施工量 供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">破線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p>	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	15cm	m	835	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	15cm	m	831	30cm	m	415
工 種	標準単価																																																																								
	機	労	材																																																																						
区画線設置 (ペイント式)	○	○	× ※																																																																						
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間																																																																					
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm			m	990																																																																			
		15cm	m	835																																																																					
	破線	15cm	m	835																																																																					
		30cm	m	417																																																																					
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間																																																																					
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm			m	990																																																																			
		15cm	m	835																																																																					
	破線	15cm	m	835																																																																					
		30cm	m	417																																																																					
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量 供用区間																																																																					
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm			m	990																																																																			
		15cm	m	831																																																																					
	破線	15cm	m	831																																																																					
		30cm	m	415																																																																					

→ VI-3へ移動

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p><b>IV-19</b> 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p>(令和4年3月1日以降適用)</p> <p>土木工事標準積算基準書(共通編) 第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工 / ①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</p> <p>3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。 工場製作における工数単価(直接労務費)は27,800円とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <p>土木工事標準積算基準書(共通編) 第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工 / ①鋼橋製作工 1. 請負工事費の積算体系</p> <p>1-2 請負工事費の費目 (1) 工場製作 2) 間接工事費 間接労務費率37.6%を40.8%、工場管理費率28.8%を33.5%に読み替える。</p> </div>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																										
<p>IX-2 第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2] 独自基準</p>	<p><b>第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 (2) 現場管理費</b></p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>地域補正の適用</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工地域区分</th> <th rowspan="2">工種区分</th> <th>適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>・市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。</p> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記aの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>第1章 一般共通 基準の解説</b></p> <p>[解]6 材料費等の価格等の取り扱い (2) 材料費等 を、次のとおり読み替える。 材料費の価格については、「建設工事積算基準 第I編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。また、標準歩掛のない労務工数については、見積り等をもとに決定するものとする。 機器単体費の価格については「建設工事積算基準 第I編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。 ただし、見積りにより単価決定する場合は、異常値(徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの)を除いた最低値とする。 なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているもの、特別資材調査あるいは見積りにより設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。</p> <p>[解]7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 を、次のとおり読み替える。 建設工事積算基準 第I編 第4章によるものとする。</p> </div>	施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先	対象	一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	1	一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	離島	全ての工種(注1)		1.0	4	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">IX-3へ移動</p>
施工地域区分	工種区分			適用条件			補正係数	適用優先																				
		対象																										
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	1																								
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																								
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																								
離島	全ての工種(注1)		1.0	4																								

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p><b>IX-3</b> 第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2] 独自基準</p>	<p>(記載なし)</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>第1章 第5請負工事の積算 4一般管理費等 (2)一般管理費等率</b> (令和4年3月31日まで適用) 国土交通省機械設備工事積算基準/第2編 機械設備工事積算基準/第1章 一般共通/第5 請負工事の積算/4 一般管理費等</p> <p>(令和4年4月1日以降適用) 表-1.10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象 額</th> <th style="width: 70%;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>26.17%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td><math>G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789</math> ただし、<math>G_1</math>：標準一般管理費等率 (%) <math>C_1</math>：対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G_1</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div> <p><b>第1章 一般共通 基準の解説</b> &lt;略&gt; <b>IX-2から移動</b></p>	対 象 額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ ：標準一般管理費等率 (%) $C_1$ ：対象額 (円)	30億円を超えるもの	22.18%
対 象 額	標準一般管理費等率									
500万円以下	26.17%									
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ ：標準一般管理費等率 (%) $C_1$ ：対象額 (円)									
30億円を超えるもの	22.18%									



# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																				
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定</p>	<p>(記載なし)</p> <p>第3章以降 &lt;略&gt;</p>	<p>3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定 (令和4年3月31日まで適用) 港湾請負工事積算基準 による。 (令和4年4月1日以降適用) 表-④を以下のとおり読み替える。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1765 604 2754 772"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>23.57%</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式  <math>GP = a \cdot \log(CP) + b</math> (小数3位四捨五入)                      ただし、                      GP : 一般管理費等率 (%)                      CP : 工事原価 (円)</p> <p>第3章以降 &lt;略&gt;</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする																		
		a	b																			
一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%																		

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																					
<p>11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定</p>	<p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>(記載なし)</p> <p><b>第3章 直接工事費の施工歩掛</b></p> <p>4節 本土工</p> <p>4.1 ケーソン式 3. ケーソン進水掘付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="685 1010 1344 1115"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長 高級船員</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第4章 市場単価</b></p> <p>1. 市場単価の調査方法および決定方法 1-3 適用にあたっての主な留意事項 離島についても、市場単価を適用する。</p> <p>1-4 市場単価の公表 市場単価の公表については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費</p> <p><b>第5章 間接工事費の施工歩掛</b></p> <p>1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航費の積算 2-3-2 運転費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="685 1587 1344 1692"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長 高級船員</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費」を参考に適切に計上する。</p> <p>2節 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	<p>3. 現場管理費 &lt;略&gt;</p> <p>3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定 (令和4年3月31日まで適用) 漁港漁場関係工事積算基準 による。 (令和4年4月1日以降適用) 表-④を以下のとおり読み替える。</p> <p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1768 667 2487 793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>23.57%</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式  <math display="block">GP = a \cdot \log(CP) + b</math> <small>(小数3位四捨五入)</small>      ただし、      GP : 一般管理費等率 (%)      CP : 工事原価 (円)</p> <p>第3章以降 &lt;略&gt;</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%
職 種	乗船手当	摘 要																																					
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																					
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																					
職 種	乗船手当	摘 要																																					
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。																																					
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																					
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																			
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																			
		a	b																																				
一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%																																			

→ 11-6へ移動

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p>12-1 第12編 空港 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第3章 一般管理費等</p>	<p>第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章 総則 ②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準／第I編／第2章／①直接工事費／5 諸雑費及び端数処理／(2)端数処理／5) 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第I編／第2章／①直接工事費／3 労務費 2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第I編／第2章／①直接工事費／1 材料費  (記載なし)  第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準／第I編／第13章 設計変更  第3編 空港 第4章 空港維持・修繕 ⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p>	<p>第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章～第2章 &lt;略&gt;  第3章 一般管理費等 ①一般管理費等 4. 一般管理費等率の補正 (令和4年3月31日まで適用) 空港請負工事積算基準による。 (令和4年4月1日以降適用) 別表第3を以下に読み替える。 別表第3 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超える場合  <table border="1" data-bbox="1804 1283 2706 1350"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table>  (2) 算定式  <math display="block">G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \quad (\%)</math>           ただし、<math>G_p</math>: 一般管理費等率 (%)  <math>C_p</math>: 工事原価 (単位円)            (注) <math>G_p</math> の値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの							
一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%							

→ 12-2へ移動

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																																																
<p><b>13-4</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>別表1 工種区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	<p>別表1 工種区分 <u>(令和4年3月31日まで適用)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
工種区分	工種内容																																																																	
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道路改良工事	道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
管更正工事	管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																																	
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	
工種区分	工種内容																																																																	
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道路改良工事	道路改良工事であって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
管更正工事	管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																																	
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																														
<p>13-5(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表1 工種区分（令和4年4月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工種区分</th> <th style="width: 80%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修(支保工、矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するバイブライン施設のバイブラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修(支保工、矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するバイブライン施設のバイブラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
工種区分	工 種 内 容																															
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																															
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																															
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																															
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																															
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修(支保工、矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																															
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事																															
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																															
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																															
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																															
管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																															
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するバイブライン施設のバイブラインの布設及び附帯構造物工事																															
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																															
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																															
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																															

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																						
<p>13-5(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 種 区 分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプで本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工	フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
工 種 区 分	工 種 内 容																							
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																							
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工																							
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事																							
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																							
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																							
PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事																							
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																							
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																							
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																							
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																							

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																												
<p><b>13-6</b> 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>準備費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)                      (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用                      なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。                 </td> </tr> <tr> <td>安全費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く)                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>                     1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>営繕費</td> <td>                     1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用                      2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用                      3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く)                      4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費		技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営繕費	1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)	<p>別表2 共通仮設費率適用範囲 <u>(令和4年3月31日まで適用)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬費</td> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>準備費</td> <td>                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)                      (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用                      なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。                 </td> </tr> <tr> <td>安全費</td> <td>                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く)                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>                     1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td>営繕費</td> <td>                     1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用                      2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用                      3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く)                      4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費		技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営繕費	1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費																														
技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営繕費	1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費																														
技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営繕費	1 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）												
<p>13-7(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>別表2 共通仮設費率適用範囲（令和4年4月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1813 432 1902 457">項目</th> <th data-bbox="1902 432 2668 457">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1813 457 1902 617">運搬費</td> <td data-bbox="1902 457 2668 617">                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用                      (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用                      (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 617 1902 936">準備費</td> <td data-bbox="1902 617 2668 936">                     1 準備及び跡片付けに要する費用                      (1) 準備に要する費用                      (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用                      2 調査・測量、丁張等に要する費用                      (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用                      (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用                      (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用                      3 準備として行う以下に要する費用                      (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)                      (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム等の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用                      なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 936 1902 1205">安全費</td> <td data-bbox="1902 936 2668 1205">                     1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用                      2 不稼働日の保安要員等の費用                      3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料                      4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く)                      5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用                      6 酸素欠乏症の予防に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用                      8 トンネル等における防火安全対策に要する費用                      9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む)                      10 安全委員会等に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 1205 1902 1478">役務費</td> <td data-bbox="1902 1205 2668 1478">                     1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用                      2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用                      3 工程管理のための資料の作成等に要する費用                      4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用                      5 建設材料の品質記録保存に要する費用                      6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用                      7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用                      8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用                      9 塗装膜厚施工管理に要する費用                      10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)                      11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 1478 1902 1625">営繕費</td> <td data-bbox="1902 1478 2668 1625">                     1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用                      2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用                      3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く)                      4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム等の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用	役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)
項目	率の対象項目													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム等の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用													
役務費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用													
営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)													



令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																					
<p>13-7(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">率に別途加算できる項目</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 建設機械器具の運搬等に要する費用                      (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用                      (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用                      2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、軟鉄板等)の運搬に要する費用                      3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用                      4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む)                      5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む)                      6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用                 </td> <td></td> <td>運搬費</td> </tr> <tr> <td>                     1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による)                      2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事)                      3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用                      4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用                      (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用                      (2) 地下埋設物等を確認するための試験に要する費用                      5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用                 </td> <td></td> <td>準備費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用                      (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用                      2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料                      3 高圧作業の予防に要する費用                      4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用                      5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用                      6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用                      7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用                 </td> <td></td> <td>安全費</td> </tr> <tr> <td>                     1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(管轄に係る用地は除く)                      2 電力、用水等の基本料金                      3 電力設備用工事負担金                 </td> <td></td> <td>役務費</td> </tr> <tr> <td>                     1 特別な品質管理等に要する費用                      (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用                      (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用                      2 現場条件等により積上げを要する費用                      (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用                      (2) 試験盛土等の工事に要する費用                      (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用                      (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用                      3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用                      4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用                      5 ICT建設機械に要する以下の費用                      (1) 保守点検                      (2) システム初期費                      (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用                      6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用                 </td> <td></td> <td>技術管理費</td> </tr> <tr> <td>                     1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の管轄設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く)                      2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用                      3 その他、工事施工上必要な管轄等に要する費用                 </td> <td></td> <td>管轄費</td> </tr> </tbody> </table>	率に別途加算できる項目		項目	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、軟鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用		運搬費	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試験に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用		準備費	1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用		安全費	1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(管轄に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金		役務費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用		技術管理費	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の管轄設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な管轄等に要する費用		管轄費
率に別途加算できる項目		項目																					
1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、軟鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用		運搬費																					
1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(2) 積算方法伐採作業等の項目別対象表」による) 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試験に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用		準備費																					
1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事、海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用		安全費																					
1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(管轄に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金		役務費																					
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 ICT建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用		技術管理費																					
1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の管轄設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な管轄等に要する費用		管轄費																					

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p><b>13-83</b> 第13編 農業農村整備 第1章 施設機械及び電気通信設備</p> <p>[2] 独自基準 一般管理費等</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 施設機械及び電気通信設備</b></p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① 施設機械及び電気通信設備</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>1. 適用 農業農村整備事業における施設機械及び電気通信設備の工事費の積算にあたっては、この基準を適用する。 なお、この基準に記載のない歩掛等については、「建設工事積算基準第Ⅶ編～第Ⅸ編」等による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 施設機械及び電気通信設備</b></p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① 施設機械及び電気通信設備</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>1. 適用 農業農村整備事業における施設機械及び電気通信設備の工事費の積算にあたっては、この基準を適用する。 なお、この基準に記載のない歩掛等については、「建設工事積算基準第Ⅶ編～第Ⅸ編」等による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和4年3月31日まで適用) 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)／第3 施設機械設備工事／3 請負工事費の積算／3-4 一般管理費等</p> <p>(令和4年4月1日以降適用) 表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象額</th> <th style="width: 70%;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>26.17%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td><math>G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789</math> ただし、<math>G_1</math>：標準一般管理費等率(%) <math>C_1</math>：対象額(円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>G_1</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ ：標準一般管理費等率(%) $C_1$ ：対象額(円)	30億円を超えるもの	22.18%
対象額	標準一般管理費等率									
500万円以下	26.17%									
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 $G_1$ ：標準一般管理費等率(%) $C_1$ ：対象額(円)									
30億円を超えるもの	22.18%									

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月22日

ページ	誤	正																																																																																												
<p><b>VI-2</b> 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2] 独自基準 ①-1 区画線工 【溶剤型 ペイント式(手動式)】</p>	<p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p>(令和4年3月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>破線</td> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>破線</td> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p>	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	30cm	m	415	<p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p>(令和4年3月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>破線</td> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置 (ペイント式・手動式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>破線</td> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>475</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p>	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	30cm	m	475
規格・仕様						単位	日当たり																																																																																							
			標準施工量																																																																																											
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	835																																																																																										
	破線	30cm	m	417																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	831																																																																																										
	破線	30cm	m	415																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	835																																																																																										
	破線	30cm	m	417																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	831																																																																																										
	破線	30cm	m	475																																																																																										

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>10-1 第10編 下水道 [2] 独自基準 ② 一般管理費等</p>	<p>①総則  &lt;略&gt;</p>	<p>①総則  &lt;略&gt;</p> <p><b>② 一般管理費等</b></p> <p>下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場編（機械設備）／II 下水道事業における機械設備請負工事 工事費積算基準の運用／2. 一般管理費等／（2）一般管理費等率／①標準一般管理費等率（令和4年4月30日まで適用） 下水道用設計標準歩掛表による。 （令和4年5月1日以降適用）</p> <p>① 標準一般管理費等率を以下のとおり読み替える。 ① 標準一般管理費等率は、（式-9）による。  <math display="block">Y = -1.4357 \log X + 35.789 \dots\dots\dots \text{（式-9）}</math>                     Y：標準一般管理費等率 [%]                      （算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。）                      X：工事原価 [円]                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 5,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 26.17 \text{ [%]}</math>  <math>X &gt; 3,000,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 22.18 \text{ [%]}</math></p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>11-1 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>第1章 総則 &lt;略&gt;</p> <p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 &lt;略&gt;</p> <p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <p style="text-align: center;">〔記載なし〕</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p> </div>	<p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-1 一般事項 2-1-2 積算方法 1) 率計算による部分 (2) 共通仮設費率の補正 ②海上輸送に要する補正 (令和4年4月30日まで適用) 港湾請負工事積算基準 による。</p> </div> <p style="color: red; text-align: center;">→ 11-2へ移動</p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）								
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(令和4年5月1日から適用) 海上作業がある工事については、現場労務者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。 なお、海上作業とは現場労務者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。 また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">港湾 工事</td> <td style="text-align: center;">浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">1.28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構造物工事</td> <td style="text-align: center;">1.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 海岸工事（港湾に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</p> <p>③共通仮設費率補正の計算 共通仮設費率=共通仮設費率(Kr) ×海上輸送に要する補正係数+施工地域、工事場所による補正值 (小数第3位四捨五入)</p> </div>  <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第I編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p> </div>	工種区分		補正係数	港湾 工事	浚渫工事	1.28	構造物工事	1.68
工種区分		補正係数								
港湾 工事	浚渫工事	1.28								
	構造物工事	1.68								
	<p>第3節以降 &lt;略&gt;</p>									

11-1から移動 ←

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>11-4 第1 1 編 港湾・漁港漁場整備 第1 1 - 2 編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>第1章 総則 &lt;略&gt;  第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 &lt;略&gt;          2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <p style="text-align: center;">〔記載なし〕</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第I編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p> </div>	<p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 一般事項 2-1-2 積算方法 1) 率計算による部分 (2) 共通仮設費率の補正</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2-1-2 積算方法 1) 率計算による部分 (2) 共通仮設費率の補正</p> </div> <p style="margin-top: 20px; color: red;">→ 11-5へ移動</p>

# 令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）									
<p><b>11-5</b>                      第11編 港湾・漁港漁場整備                      第11-2編 漁港漁場整備                      [2] 独自基準                      第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準                      第2章 工事費の積算                      2節 間接工事費                      2. 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>②海上輸送に要する補正                              (令和4年4月30日まで適用)                              漁港漁場関係工事積算基準 による。                              (令和4年5月1日から適用)                              海上作業がある工事については、現場労務者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。                              なお、海上作業とは現場労務者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。                              陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。                              また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表-3 工種区別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td>1.68</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注) 海岸工事（港湾に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</p> <p>③共通仮設費率補正の計算                              共通仮設費率＝共通仮設費率(Kr) × 海上輸送に要する補正係数＋施工地域、工事場所による補正值                              (小数第3位四捨五入)</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>2-3 運搬費                              運搬費については、以下による。                              ・建設工事積算基準/第I編/第2章/②間接工事費/2 共通仮設費/2-2 運搬費</p> </div>	工種区分		補正係数	港湾	浚渫工事	1.28	工事	構造物工事	1.68
工種区分		補正係数									
港湾	浚渫工事	1.28									
工事	構造物工事	1.68									
	<p>3. 現場管理費                      3-1 積算方法等                      3-1-1 現場管理費率の補正                      1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>第3節以降 &lt;略&gt;</p>										

11-4から移動 ←